

平成29年度 第2回八雲町民自治推進委員会 会議録（要旨）

○日 時 平成29年8月29日（木）18：30～20：36

○場 所 八雲町役場 議員控室

○出席委員 阿部政邦 会長、東間和浩 委員、福田浩子 委員、
足立美津子 委員、神戸園子 委員、桂川裕樹 委員

○事務局 萬谷企画振興課長、作田協働推進係長、浮須

○傍聴者 なし

1 開 会 進行～事務局

2 会長挨拶

今年2回目の町民委員会ということで、今年度5回の町民委員会を開催し、4年に1回の条例見直しをする年でもあるので、皆様に論議をいただきたくお送りしました資料に基づいて開催をしたい。

資料の中にはこの7月に「ら・ふも」ができ、広報で配付されたチラシを入れさせていただいた。この意図は中間支援センターを設置してほしいということで要請をしたが、行政側でスタッフの確保、さらには投資効果に対しての疑問等があり、要望に応えるができないということであったが、「ら・ふも」が中間支援センターに変わるものとして活用できないかと考え、事前配布資料にチラシを入れたということをご理解いただきたい。

また、今年は4年に1回の条例改正の年だが、もう一方で、皆さんもご存知のとおり10月15日には町長選挙並びに町議会議員選挙が予定されているが、両選挙についても無投票になるのではないかとということが、強まってきている。立候補説明会が9月上旬にあり、さらには10月の告示日までは日にちがあるが、無投票の線が強いということでは町民の活発な意見が担保されるかどうか疑問であり、情報共有や町民参加という立場から、1つの手段を失う可能性もあるため、そうした問題も含めて本日は皆さんから話をしていただきたい。

今後の進め方については、事務局からの説明をもとに、皆さんから意見をいただきながら進めたい。事務局からの配付資料に基づいた説明を踏まえ、項目ごとに話し合いたい。

3 条例運用について課題等の洗い出し

4 中間支援組織の設置について

5 まちづくり推進会議の設置について ※3～5については一括で協議

（事務局）

条例運用について課題等の洗い出しということで、条例本文等解説の部分を抜粋して資料とした。これについて各項目ごとに、叩き台が無ければ意見が出しにくいと考え、各項目ご

とに現状と課題を出していただければ、整理がしやすいのではないかとということで、項目ごとに議論をしていただきたい。さらに、中間支援組織の設置についてとまちづくり推進会議の設置についての資料を添付しましたが、これにつきましては前回、要求しているところだが、再度現在の町民委員会としての考え方を整理した方が良いと考えた。皆さんの意見をいただきたい。

(委員)

条例運用についての課題等の洗い出しの1番について、条例では議会及び行政は町民へ町政に関する情報を積極的にわかりやすく適時に提供することとしている。町民への情報提供についての現状と課題ということについて資料には無いが、町ホームページを活用して八雲町としては努力を感じるが、議会のホームページは昨年行われた定例会の議事録が未だにホームページ上でアップされてない問題があり、さらに、常任委員会（総務経済常任委員会と文教厚生常任委員会）があるが、開催についての案内はあるが、議事録等の報告が全くされていない。また、全員協議会についても議事録が全くホームページ上で掲載をされてない問題がある。これは、町民にわかりやすく情報提供するという立場に立っているのか考えていく必要がある。

昨年から、インターネット上で定例会のライブ配信について、鹿追町など道東地方でインターネット上での議会のライブ配信をしている。そこへ八雲町議会が視察に行き、八雲町としてもそうした手法を取り入れたいということで今年度の予算を要求していたが、実施に至っていない現状である。

定例会の議事録の整理がされていない、2つの常任委員会の議事録、全員協議会の議事録もわからない状態の中で、インターネット配信があった方が良いと思うが、本当に町民にとって望ましいものなのかということも多少、疑問があるので皆さんから意見を聞きたい。

意見が出しやすいよう、パブリックコメントについても、話をしたい。1か月間のパブリックコメントを実施する期間を設けているが、この数年間、パブリックコメントが町民から出されてきた件数は極めてゼロに等しいという状況。パブリックコメントの手法については否定できないが、出ない意見をいつまでも待ち続けることが、正しいのか検討すべき。予告期間を設ける中で、パブリックコメントの募集時期を1か月から20日に短縮するなどしてはどうか。一定期間を要することが行政の遅滞に関わるという考え方もあるので、皆さんから意見をいただきたい。

3番目は、町民が町政に関わる町長・町議会議員選挙があるにも関わらず、定数を超える立候補者がいない状況が、町民参加または町内での活発な論議、首長に対する意見を加えていくということに対して、無風の選挙がどうなのかということも含めてお話ししていただきたい

(委員)

議会の議事録の件は、前回、議員と話をした。その時の感触としては、確立したシステムが整っていないという印象を受けた。順番に書くという事などを改善しなければ現状が続くの

ではないのかなと感じる。

議会のインターネット上のライブ配信について、若年層はそういうもので情報を得ることが普通になっているので、早急に取り入れてほしい。議会を傍聴したという町民は多数いるが、1回も行ったことのない方が足を運ぶことはすごくハードルが高く、インターネット中継があれば見るのではないかな。ぜひ、そのような意見も聞いてほしい。

パブコメのことだが、手間をかけて出しているにもかかわらず、結果が0件という状況が何年も続いている。この条例の文言を変えてもその現状は変わらない。違う手段が今、必要なのではないかなと思う。30日間と募集する期間を設けることは明記されている。その期間が足かせになっているということを感じる。もし意見があれば、30日間無くても出るのでないかな。意見の求め方は別問題として、条例で改めるところがあれば、30日を削除するなどの方法を取るなどしたらどうか。

町議会議員の数ですが、全国的にも地方議員のなり手が少ないということは、どこでもある問題なので、それについて、様々な手を打っている町村もある。町民の意見を吸い上げるような仕組みづくり、町民と議員がもう少し意見を言い合える関係になれば、議員になりやすい環境も整う。もちろん報酬も大きな課題ではある。先進地のやり方を参考にできるのではないかなと思う。

(委員)

総務経済常任委員会と話をした時には、人手が足りなくて議事録の作成をできていないということであった。それに対して、予算要求により職員を雇用するなどして処理できるような人を置くことが必要なのではないかな。また、パブコメの問題について他の委員からも同じ考え方を示していただいたが、30日にこだわることに無理がある。時代に合わせた柔軟な対応が必要ではないかな。意見が出にくい状況の中で同じように30日間を維持しなければならないのかという問題は一考を要する。

(委員)

我々の年代では、議会議員に立候補しようという考えは多少あるかもしれない。例えば仕事をしている方が議会議員に立候補することは極めて難しい。そういう中で、働いている人または若い人を議会に参加できる方策はあるのか考えていきたい。

(委員)

仕事を持っている状況で、議会へ時間を費やし、出席することは難しい状況である。退職している方で経済的な保障のある方が議員になるという傾向にある。生活の保障に関わる問題でもあるので、議員になりたくてもなれない人もいると感じているので、報酬で補うなどの工夫をしながら、自分の発言を発揮できるような環境づくりが、若年層の立候補者を増やすことに繋がるのではないかな。

(委員)

情報の共有については、行政は色々なことを考えて取り組んでいると思う。その部分は評価する。町広報の書き方についてもかなり改善されていて、見る気になる内容になっている。常に担当部署が改革を意識していけば、広報が情報発信源になる。町民側がそれをどのように意識するかによっていくら行政が工夫しても町民に認識がなければ、情報発信しても受け止めないのではないかと。その環境を作るのが基本条例であって、それを考えるのが町民委員会である。行政のやり方を批判するだけではなく、町民はこれからどう意見を出せるのかということを考える必要が町民委員会としてはある。条例のこの部分がネックになっている。

パブリックコメントも町民委員会に関わって初めて知った。色々な部署で発信するので、極力意見は出そうと全てに書いたことがあるが、意見提出は自分だけであった。意識改革をどうしたらいいのかについては明確な考えが浮かばない。期間が長いと後で出そうという思いで期限間近までやらないこともあるので、ある程度期間が短い方が出す人は出すと思う。情報提供をしっかりと行政がやるのか、ある機関がやるのかということをサポートとしていかなければ、情報発信はなかなかできないのではないかと。行政と町民とを繋ぐような機関を設けた方が良いのではないかと。それに取り組むのは、行政側ではなくて町民がという思いもあるでしょうが、なかなか難しいので、最初は行政が関わる必要がある。

選挙については同じ人がやれば同じ方向にしか向かなく、何も変わらなくなる。選挙をやれば良いというようなものではないが、その人に対する批判票を与えることは必要である。勝つと分かっているから選挙に出ると思う。それを町民委員会と町民が意識するような声も出させるようにするためには、まちづくりに向けた機関というのが必要である。

(委員)

行政にしても、議会にしても1歩踏み込んだ形での情報提供の仕方があるのではないかと。ということが共通した考え方かと思う。物事はこれだけすればいいというもではなく、目安とか物差しが当てられないという問題があり、広報のページ数でも多くはなっている。しかし、必要のない情報というのものもあるのではないかと。広報を配布する側は、その他のチラシが多過ぎて、まとめられないのかとを感じる。ごみの日を例に挙げると手つかずの状態に出されているのを見るとこれが適正なのかどうなのか感じている。

(委員)

一括して配ることは良いと思うが、枚数が多いと見ないということもある。何かPRする主体はチラシ1枚の方がやはり良い。現在、広報の中で不必要な内容はないのではないかと。

(委員)

折込チラシが毎月10枚程度ある。これを、広報誌の内容として入れてはどうかとを感じる。部署間で話し合っ、裏面を使ってないチラシとまとめたらよいのではないかと。

(委員)

広報の原稿締切に間に合わないために、チラシで対応しているケースは多いのか。

(委員)

全くないとは言い切れないが、チラシの方が1つの情報として目立つため使用している。広報誌も情報量が多くなれば町民が見なくなるという傾向もあるため、担当者としては極力増やさないようにしている。他市町村と比較すればページ数は多いが、内容を丁寧に記載している。

(委員)

年配者からすると広報誌は必要である。回覧板は不必要ではないか。

(事務局)

回覧はコスト削減につながり、全戸配布まではいかないが情報として提供したい内容が記載されている。

(委員)

選挙について、水面下で様々な意見を持っている人はいるが、大きな場所でその意見を言えない。どのような目的を持って議員になるかという意識改革が必要ではないか。

(委員)

無投票が悪いわけではないが、現状では、生活の保障が無ければ困難であると感じる。

(委員)

どこかの組織が討論会を設けて、議員となり得る人材を発掘する必要がある。選挙期間の一時的なものではなく、常にある組織がなければ、実現しないのではないか。また、選挙に出る人の意識が重要である。

(委員)

議員になるという根本は、町に意見を訴えたい等の思いがあるが、やはり、第一に生活基盤が関わってくる。それが整っていれば、町に発言していきたいと思えるのではないか。

(委員)

現実的に、法律で定められているわけではないが、サラリーマンにはできない。

(委員)

次に、「ら・ふも」について話をしていきたい。

(委員)

地域おこし協力隊は、町職員であるのか。

(事務局)

臨時採用の職員である。総合戦略事業に位置付けられるリプモ（町内の労働力の斡旋につなげる）の一環として、地域おこし協力隊がある。町外からの人材を八雲に根付かせる目的で、その前段として賑い創出のための空き店舗を活用したのが「ら・ふも」である。8月からは営業時間を拡大して、シフト制で運営している。

(委員)

八雲には「ら・ふも」のような場所が無かったので、認知度はまだ高くないが、これから育てていくべきである。行政と町民が近くなるための場所になり得る。町民も意見を出して、「ら・ふも」を育てていくことも大切ではないか。

(委員)

「ら・ふも」を活用して、町内団体の横の連携を生み出すことができないかと考えている。

(委員)

「ら・ふも」については、町民が自由に行けるスペースで、ドリンクもある。さらに、様々な情報がすでに「ら・ふも」には集まっており、壁に掲示しており、チラシも置いてくれている。私も色々なチラシや情報を持って行くことがある。彼らは、八雲出身ではない人もいる中、全く八雲の事をわからないので、彼ら自身も情報がほしい。

また、Facebook などの SNS で情報発信をしている。私は、その情報を半分程度しか受け取れないが、年配の方でも情報を得られるようにしていくことも彼らの課題かと感じている。気軽にイベントや情報を得るために行ける場になれば、中間支援的な仕事も彼らは十分にできると思う。ぜひ会長にも足を運んでほしい。

(委員)

せっかく「ら・ふも」ができたので、色々な形で活用して、育てていく姿勢が必要かなと思う。オープンスペースであれば良いと思うが、通り抜けができないので、なかなか入りにくい。「ら・ふも」で町民委員会を開催するなどしてはどうか。そこでこの論議をするということも1つの手かもしれない。

自分で持っている情報を持ち込んで、PRをする。または、他の情報を得ることもできる。より前に進めた形での活動が必要である。1度行ったらそれきりになる様な施設にしないために、彼らを育てるような温かい目で見守り、応援することで定着が図れるのではないか。中間支援センターも行政が心配するのはお金をかけて人員を配置したが、利用する人がいなければ、通うのは特定の人のみという例もある。行政の目的が達成されないことを一番心配して、二の足を踏んでいるという状況もあるのではないか。

(委員)

5番目について条例では第6章、コミュニティにおいて定義から始まり、町民の役割や行政の役割が提起されている。一般的にコミュニティとしては町内会組織が挙げられるが、それだけにとどまらない。地域における様々な団体もコミュニティのひとつである。データベースに網羅されている団体もコミュニティであると感じている。

(委員)

データベースの活用状況はどのようになっているか。

(事務局)

各施設に設置しているものと、HP上にもデータでアップしている。毎年、内容も更新している。

(委員)

各施設への設置は町民が見やすいようになっているか。

(事務局)

各施設の窓口で、町民が自由に見られるように設置している。

(委員)

「ら・ふも」にも早急に設置してほしい。

(委員)

データベースの内容は個性的なものはあるのか。

(事務局)

フォームは統一し、こちらで聞き取りしているので、個性的な内容はない。

(委員)

体育協会を例に挙げても、団体同士の連携は少なく、データベースの活用は難しい現状である。

(事務局)

交流のみの目的ではなく、一般町民への活動団体の周知の意味も込めて作成しているものである。

(委員)

中間支援センターの設置を前提に、「ら・ふも」を町民で育てていきたいと考えており、

今後、町民委員会としても地域おこし協力隊を交えて意見交換を行ってはどうか。

条例を制定してから、本条例が町民に浸透しているか把握できていない中で、今年度、条例の文言を変更するまでには至らないのではないかと感じている。

パブリックコメントの在り方について、条例の変更に至るかどうかも含め諮問案をまとめたい。

(事務局)

「ら・ふも」は走り出したばかりの状況で、現時点で話し合いを持つことで協力隊も迷いが出るのではないかと感じており、担当課である商工観光労政課に確認を取る必要がある。

「ら・ふも」は将来的に自立していくという目的もあるため、兼ね合いを考慮しながら検討していかなければならない。

(委員)

その通りである。ぜひ、皆さんも「ら・ふも」に足を運んでいただきたい。

(委員)

意見交換を持つ前に、一度、足を運ぶことが必要である。

(委員)

「ら・ふも」で会議を開催することができるのか。

(事務局)

商工観光労政課に確認する。

(委員)

協力隊一人ひとりが町民と繋がっていく必要がある。人間関係を広げて、口コミで認知度を高めていくことが大切である。SNSを活用していることは、それぞれのツールで情報発信ができる。

6 その他

次回開催～10月20日前後（平日の夜開催）、会場：可能であれば「ら・ふも」

7 閉 会